

○白鳥参事官 定刻となりましたので、会議を開催させていただきます。

傍聴される方々におかれましては、会議の様子のスクリンショットや録音・録画は御遠慮くださいますようお願いいたします。

議事の進行は渡部座長にお願いしたいと思っております。

渡部座長、よろしくお願いいたします。

○渡部座長 それでは、ただいまから、第3回「AI時代の知的財産権検討会」を開催させていただきます。委員の皆様には、御多忙のところ、御参集いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、田村委員は途中までの御参加で、佐渡島委員が途中からの御参加というふうに伺っております。

初めに、事務局から本日の会議資料の確認をお願いいたします。

○白鳥参事官 本日の配付資料は全部で6点ございます。議事次第のとおりとなっており、資料1から3までが本日のヒアリング関係の資料。そして、資料4が「本検討会において検討すべき課題について（追補）」、資料5が本検討会における前回までの「主な意見」となります。

これらのほか、参考資料1としまして「AI時代における知的財産権に関する意見募集の結果について」を配付しております。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

本日の会議資料のうち、これから御発表をお願いする日本マイクロソフト株式会社の資料については、御発表者からの要請がございまして、資料は非公開とさせていただきます。

それでは、本日は、前半は2件のヒアリングを行いたいと思っておりますが、最初に日本マイクロソフト株式会社、それから、日本新聞協会より御発表いただきます。

委員の皆様におかれましては、ヒアリングにより御知見を深めていただいた上で、後半に予定しております御議論に入っていただきたいと思いますと考えております。

初めに、資料1に基づきまして、日本マイクロソフト株式会社より御発表いただきたいと存じます。御発表の後、質疑応答の時間をお取りいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、梶元孝太郎様、それから、小島治樹様、15分以内でよろしくお願いいたします。

○梶元氏 日本マイクロソフトの梶元と申します。声は聞こえておりますでしょうか。

本日はこのようなお時間をいただきありがとうございます。それでは、始めさせていただきます。

できます。

弊社は生成AIのサービスを提供しておりますので、サービス事業者の立場から本検討会のアジェンダについて、弊社の考えやプロダクトの御説明や生成AIについてお話し申し上げたいと思います。

まず、初めのスライドですけれども、こちらでお伝え申し上げたいことは生成AIについて具体的に実現していることや見込まれることをごさいます、様々な分野においていろいろな可能性を秘めているプロダクトということをごさいます。

今回、お手元の生成AIに関連する製品といたしましては、弊社で11月1日よりMicrosoft 365 Copilotという製品を広く、多くの企業のお客様に御提供を開始申し上げております。御案内のワード、エクセル、パワーポイント、アウトLOOK、チームズなどのプロダクトに生成AIの機能を組み込んだものをごさいます。

Copilotというプロダクトですけれども、オートパイロット等の比較の比喻で表現しておりまして、この右側にCopilotというふうな図が出てくるのですけれども、あくまで生成AIの製品はユーザーの皆様がメインの操縦士としてプレーしていただくことを想定しておりまして、生成AIの機能は言わば副操縦士、Copilotとして、使っていただくユーザーの皆様をサポートする観点からの機能となっております。

百聞は一見にしかずということをごさいます、具体的にTeamsのCopilotがどのように作用するかについてお話を申し上げたいと思います。

こちらですけれども、実際に会議がセットされたのだけれども、自分が出られないというふうなシチュエーションを想定しております。そういった場合、参加するのではなくて、フォローというタブをクリックしていただくと、自分が参加しなくてもTeamsがその会議でどういったことが起こったのかということのを要約してくれます。

また、どういうふうなアクションアイテムがあったということですか、さらに質問があった場合にはCopilotについて、質問を投げかけることによって、当日のやり取りに従って回答してくれることがごさいます。もちろん、これに依拠することなく、自分で確かめなければならない領域というものは当然存在するのですけれども、こういった形で、いろいろなサポートをCopilot、生成AIの機能ですてくれるという製品をごさいます。

こちらが主として自分が参加できなかった会議の話なのですけれども、では、実際に会議に参加しているときにはどのような機能をするかというふうな観点ですけれども、これまで、例えば30分お話を申し上げたというふうなところで、サマリー、この会議の結論はどうですかというふうなことを入力していただくと、こういった形でチャットボックスにラップアップを入れてくれるというふうなことをごさいます。

こちらがライブの機能においても、自分の参加しないミーティングにおいても、Teamsを利用して生産性を高めるという仕組みになっております。

次のスライドをお願いします。

続いて、パワーポイントでございますけれども、一からスライドをドラフトする必要は

なく、例えばベースとなるワードファイルのようなものがあるのであれば、それに基づいて、このファイルに基づいてパワーポイントのプレゼンテーションをつくってくださいというふうな指示ができます。もちろん、これはあくまでドラフトでございまして、では、こういったスライドを追加したいですというふうなことがあった場合には、右側のCopilotというチャットウィンドーにこういったものを加えてくださいという指示を出すことによって加えることもできます。

また、中身を確認していく過程で、ちょっと文字が多いとことであれば、もう少しビジュアルを強くしてくださいと言えば、そういったような対応もできますし、絵を動かしてくださいというふうな指示をすればそのようなアクションを加えることもできます。

発言メモが必要な場合もありますけれども、そういったものも、ある程度、自動で生成してくれますので、最終的には人間のチェックが必要ですが、このような形で効率化をお助けすることができます。

あと、Bingというふうな検索のツールは、弊社はもともと提供しておりますけれども、これが生成AIと組み合わさった場合にどのようなものになっているかというものがこちらの画面でございます。実際、従来の検索でございまして、検索ウィンドーにキーワードを入れる方法が伝統的だと思うのですが、こちらはチャットボックスにチャットのような形で、要は会話するような形で検索を体験できる。また、イメージをつくるということもBingイメージクリエイターが背後に入っておりますので、そういった対話もできるということでございます。

もちろん、実物というものは、実際のウェブサイトを見れば正確な情報は分かりませんので、実際にBingの回答においては参照されるウェブサイトのリンクを参照しております。そちらに詳細な情報を確認しに行ってくださいというふうな機能の設計になります。

以上、駆け足でございまして、プロダクトの御説明でございました。

生成AIについて、様々な論点を考える上で重要な前提として弊社が考えておりますのは、あくまで生成AIというものは数学的な計算をするアルゴリズムでございまして、人間が使用するツール、Copilotであり、また、知識やアクセス性や有用性を高める手段であります。逆に、何ではないかを申し上げますと、何かをコピーする機械ですとか、あるデータを格納しているデータベースではありませんし、人間のような判断ですとか、認知機能を持ったりするようなものではありません。

このようなプロダクトが技術とともに開発されていくのですが、それをしっかりと、Governというふうな英語を使っておりますけれども、管理・統治していくという考え方も弊社は非常に大切にしております。こちらにお示ししているのは弊社のブラッド・スミスという言葉でございます。

責任あるAIというキーワードで弊社は2016年から様々な取組を進めておりますけれども、一言で申し上げますと、責任あるAIというものはガバナンスの仕組みでございます。本年の取組との関係では、米国で出されておりますホワイトハウスの自主的なコミットメ

ントの発表についても弊社は賛同しております、幾つかの具体的な対応をしております、後ほど御紹介を申し上げます。

責任あるAIはどういった仕組みになっていますかと申し上げますと、公平性以下の6つの原則がございまして、ただ、原則のみですと絵に描いた餅になりますので、それを実践するための社内のスタンダードでございまして、実際に現場に落とし込んでいくプロセスですとか、トレーニングですとか、ツールもございまして、それを実行たらしめるだけの例えば監視・監督のシステムというものも持ち合わせております。

以上、簡単ではございますけれども、弊社がサービス提供などをする上で大切だと考えている責任あるAIについてお話しさせていただきました。

続いて、著作権など、本検討会に関連する論点について弊社の考え方を御案内しようと思っております。

AIと著作権については、ここでお示しする3つの考え方が大切だと考えております。まず、当然ではございますけれども、AIツールとユーザーは著作権を尊重する。第2に、テクノロジーを使って著作権に保護された作品を基に知識を深める権利が人々にはある。最後に、AIツールは狭い範囲ではなく、社会に広く利益をもたらす必要があるというふうに考えております。

本検討会のアジェンダになっております幾つかの具体的な問いについて、弊社、現時点でどう考えているかというところを、順不同になりますけれども、お話し申し上げたいと思っております。

まず、著作権とAIの関係でございまして、著作権法の目的は権利の保護を図りながら文化の発展に寄与することというふうに承知しております。この観点からは、釈迦に説法ではございますけれども、表現とアイデアやスタイルというものは峻別されておるというふうに理解しております。例えば印象派の画家のモネがおりますけれども、彼は自らがそのスタイルを独占することなく、印象派という画派をつくり上げることによって、もって芸術的な革新が起こり、いろいろなクリエイティビティーが発揮され、市場も設けられるというふうに理解しております。このように、いろいろな表現のみを保護して、スタイルや作風が自由にアベイラブルにすることがクリエイターやアーティストの機会を確保するためにも重要であるというふうに考えています。

また、この点に関連して、日本の著作権法は30条の4という権利制限規定を設けると承知しております。このようなイノベーションの促進を図る観点の日本政府の姿勢を弊社は支持しております。他方で、その解釈においては、当該権利制限規定に依拠する事業者等が不当に萎縮しないような解釈が示されることが必要であると考えております。

さらに、関連する事項として、権利者、クリエイターの方々がウェブサイト公表されている資料・コンテンツ等を自ら学習されたくないという意思を表明する手段についても本検討会でアジェンダとなっていると理解しております。そのようなツールについては、機械が読み取り可能なオプトアウトの仕組みであるべきと考えております。弊社がサービ

ス提供の前提とするような大規模言語モデルは、多くのデータにアクセスすることが重要な前提でございます。逆に申し上げますと、限られたデータでのみしか学習ができないとすると、それは不正確な応答、ましてや非倫理的、またはバイアスのかかった応答を生み出すリスクを非常に抱えてしまうことになります。このような観点から、多くのデータに自由にアクセスできる環境が重要であり、オプトアウトの仕組みの確保のためには、法律による対応というものは必要ではないというふうに考えています。

また、この点に関連いたしまして、クリエイターの方々の収益還元の見方についてどのように考えるかという論点を本審議会等で議論されていると理解しております。

マイクロソフトといたしましては、生成AIのツールがクリエイティブに関わる皆様においても広く活用していただいて収益の機会を生み出していただくことを期待しております。実際にも、そのようなツールを使って、より魅力的なコンテンツを創造することによって利用者の方々を引きつけることができるのではないかと考えております。

また、収益還元という問題は、実際に企業が何を得るかというところに限らない問題であると理解しております。例えば、先ほどCopilotという概念をお話し申し上げましたけれども、あくまで生成AIのツールは人間を支援するためのツールでございます。この点に関連する法的な論点といたしまして、AIが生成したものについて、著作権者を誰と考えるか、また、生成AIに関連する発明についてどう考えるかという論点があるものと承知しております。これらに関しては、あくまでツールを利用した自然人が著作権者であり、発明者であるべきと考えております。また、発明の審査においても、特段、生成AIはこれまでのツールと異なることなく審査においても対応されるべきと考えております。また、新たなツールが生まれることによって、それに対応するための支援が必要なケースもあるかと思えます。そのような観点から、政府におかれても、スキルアップの支援などというものは今後重要なテーマになってくるのではないかと考えております。

以上のような観点も踏まえまして、多くのウェブ上にあるコンテンツについての収益還元の在り方をどう考えるかという観点ですけれども、先ほどお話し申し上げたとおり、非倫理的な応答や、バイアスの少ない生成AIサービスを提供するためには大量のデータにアクセスすることが非常に重要となっております。それを望まない方々は「robots.txt」ですとか技術的な手段を利用することが可能と考えております。収益還元の在り方を考える上で、そのような多くのウェブ上にあるコンテンツへのアクセスを法的に妨げる必要はないと考えております。例えばですけれども、多くのウェブ上にあるコンテンツよりも魅力的なトレーニングのための学習用のデータセットを作成、提供することによって、収益の機会を確保するということも考えられるかもしれません。

本検討会で議論されておりますデジタルアーカイブの整備に関しても、多くの情報にアクセスできることというものがAIの開発において非常にクリティカルな点でございますので、そのような政府の取組については、弊社は賛同したいと考えております。

また、生成AIに関連いたしましては、学習の場面のみならず、アウトプットが何らか

著作権等を侵害するのではないかという懸念があると考えています。いかなるツールであっても権利を侵害しないものはあり得ない、例えばコピー機ですとかコンピューター、スマートフォンというふうなツールもそのように使えることがありますけれども、ユーザーがどのようにツールを使っていくかは非常に重要な着眼点ではございます。他方で、私どもサービス提供者といたしましても、お客様や社会の皆様が安心して生成AIサービスを使っていただけるように関連する取組を推し進めておりますので、その点については後ほど小島から御説明を申し上げます。

○小島氏 では、私のほうから、技術のみならずというところではありますけれども、著作権侵害の軽減のために考えているレイヤーについて御説明させていただきたいと思ます。

まず、一つの技術がどうこうというより、考え方として、このモデルがあつて、その周りに安全システム、メタプロンプトとあつた上で、ユーザーの方々がアウトプットを受け取るという考え方が大事なのではないかというふうに思っております。

順を追って説明させていただきますと、まず、安全システムの部分でございますけれども、これは著作権に限らずということでございますが、このコンテンツフィルタリングは、モデル自身が返してきたアウトプットについて、例えば有害なコンテンツを整理した上で、それにスコアをつくるというフィルタリングの技術です。これによって、リスクが高いものは回答から外してください、というフィルタリングが可能でございまして、このレイヤーをモデルの周りにある安全システムというふうに考えております。

この点、著作権の議論に関して言いますと、途中、梶元の説明の中にも出てきましたが、弊社は、アメリカにおいてホワイトハウスのコミットメントが発表された際に、追加的なコミットメントを発表させていただいております。この安全性の中の3つ目に来歴確認ツール、Provenance toolというものを御紹介させていただいておりますけれども、実際、このBingイメージクリエイター、先ほどの動画の中で、プロンプトを入れてBingが画像を返してくるものですが、これにはこのProvenance toolを既に実装しておりまして、これはこの検討会でも既に御説明があつたというふうに聞いておりますけれども、C2PAという仕様で、これはAdobeさんや弊社が共同で立ち上げ、日本ではソニーさんなども入られているものですが、このような規格で進めているということでございます。これによって、日本政府が取り組んでいらっしゃる広島AIプロセスでも電子透かしであったり、このProvenance toolの議論というものが国際的に進められているというふうに思いますが、弊社もこのような分野で力を入れているということでございます。

その外側、メタプロンプトのところと言いますと、まず、メタプロンプトというものは、ユーザーが指定しなくても、例えば日本語で入力すれば日本語で返ってきますし、英語で入力すれば多くの場合に英語で返ってくるというもので制御を行っているレイヤーでございまして、例えばこの例に出ているようなインプットがあつたときに、それはBingチャットが返さないように、このメタプロンプトのレイヤーでコントロールしてい

るという形でございます。

時間も迫っているので駆け足で進めさせていただきますと、最後、外側にあるユーザーエクスペリエンスという部分に関しては、必ずしも技術ではないのですが、まず、現存するアーティストの方が自分の名前をマイクロソフトに報告する場合には、名前に関連する画像の作成を制限できます。これはコンサーンレポートというようなフォーマットを用意して提供しているということでございます。

もう一点、こちらはCopilot Copyright Commitmentという形で、冒頭御説明しました法人向けのCopilotの製品につきまして、仮に著作権侵害でお客様が訴訟等になった場合には、それをマイクロソフト側が防御するということでございます。これは弊社として製品提供には自信を持っておりますけれども、お客様の不安を軽減するという面もございますし、我々自身も、このような検討会が開かれているように、著作権に関する議論というものが、今、進んでいるということを理解しておりまして、仮に将来的に何か議論があるようなことであれば、このようなコミットメントをしているもとの技術的な制御をしっかり行うための自信につなげるというフィードバック回路というふうに思っております。

最後にもう一点でございますけれども、Bingのチャットにつきましては、リンクが出てきて、その大元にあるコンテンツの利用に関する御懸念があるというような声を承知しております。ここで、2023年9月22日に紹介させていただきましたが、ウェブをつくっていらっしゃる方々が御自身でコントロールすることができるためのツール、つまり、1つタグを立てると当該ページをBingチャットの回答の中であったりリンクから外すことが可能になっておりまして、このような形で様々な方々の声を聞きながら可能なものについて至急対応するというような取組を進めております。

最後、時間も切れて、駆け足ではございましたが、弊社の取組を御紹介させていただきました。御清聴ありがとうございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

では、これから質疑の時間を設けさせていただきます。ただいまの御発表に対して御質問がある方は挙手等でお願ひできればと思いますが、奥邨先生、お願いします。

○奥邨委員 ありがとうございます。2点、簡単にお伺いしたいと思います。

1点目ですけれども、いろいろな取組をしておられることはよく分かったのですが、実際にどれぐらい違うのか分かっていないのですけれども、国によっていろいろな法制度が違う中で、マイクロソフトさんのビジネスは世界的に展開されているわけですが、対応を国ごととか地域ごとに分けておられるのでしょうか。それとも、今ご説明された対応は基本的にはどの国でも問題がないような形でということに対応されているのかということ。それが1点目です。

それから、2点目は、技術的な取組をいろいろされているということもよく分かったのですが、内容によってはマイクロソフトさんだけが対応すればいいのではなくて、ほかのAIをつくっている企業も同じように対応したほうがいいのか、それから、権利者

側の対応も必要になるとか、いろいろあるように思うのですけれども、そういうものを含めるとやはり標準化が必要なのではないかと思うのですが、そういう動きもあるのでしょうか。

○梶元氏 まず、1つ目の御質問については奥邨先生がおっしゃった後者でございまして、基本的には国ごと、地域ごとというよりは、グローバルなプロダクトとして、一つの標準でいろいろな御懸念に対応していこうというふうな考え方でございます。

2つ目の技術的な取組につきましては、まさに事業者間で連携するということも大切であろうと考えておまして、C2PAの取組というものはまさにそういったものの一例ではございますけれども、もちろん、適切に競争すべきところは競争していくところではございますけれども、連携すべきところは連携すべきものと心得ております。

○小島氏 1点だけ追加させていただきますと、例えばProvenance toolについては弊社の政策渉外部門が各国でアドボカシーをさせていただいております、つまり、我々はこれを実装することが重要であると考えているのですけれども、これが各国、必ずしもG7ではなくても、ほかの国々も含めて、新幹線のブレーキというような例えをしていますけれども、適切なイノベーションが進むために必要なルールなのではないかということをお提唱させていただいております。

○渡部座長 よろしいでしょうか。

それでは、福井委員、お願いいたします。

○福井委員 福井でございます。聞こえますでしょうか。

○渡部座長 聞こえています。

○福井委員 ありがとうございます。私からも2点お尋ねさせていただきます。

まず、モネの印象派のアイデアのお話が出まして、思わず反応してしまうわけですが、今、恐らく問題になっているのは、モネが、ある作風、ある作品技法において売れ始めた頃に、誰か第三者がこのAIの技術をもってモネ風の作品を一夜にして、例えば1万点制作して売り出すというようなことがもし当時可能だったときに、モネは果たして創作を続けることができただろうかということだと思っております。あるいは、それが懸念されていることだと思っております。こうした作風の模倣などによるクリエイションへの影響評価というものはマイクロソフトさんのほうではやられているのでしょうか。これが1点目のお尋ねです。

それから、2点目は、奥邨先生の質問にほとんどかぶるのですけれども、個別に「robots.txt」について、学習を望まない人はこれでオプトアウト可能だという御説明があって、全くそのとおりなのではございますけれども、これは現在、どの程度、この「robots.txt」というものが尊重されているか。言わば普及度、標準化の度合いですね。また、尊重しないケースへの対応について何か検討されているか。これが2つ目の質問です。

以上です。



○梶元氏 福井先生、どうもありがとうございます。非常に重要な御指摘だと考えておりまして、まさに作風や技法は当時、モネが生きていた時代というものは、生成AIに限らず、今、我々が接しているようなコンピューターですとか、スマートフォンですとか、インターネットというふうな、いろいろなツールはなかったと思います。

ただ、これまで我々の歴史を見てきまして、生成AIではないプロダクトというものは、インターネットですとか、スマートフォン、コンピューター等がいろいろつくられてきておりまして、それによって恐らくクリエイターの方々が接している状況というものは変わってきた部分もあるのではないかというふうに思っています。ところが、著作権法というものは、これまで非常にグローバルに、形を変えずに、今の形で残っているとも承知しております。そういったところをどう評価していくかというところ次第であると思っておるのですけれども、今のところ、私どもの定量的なアセスメントというものは持ってはいないのですけれども、そういったところについてこそ。クリエイターの方々との対話を通じて、どのようなコンサーンがあるかを聞いていきたいと思っています。

お示したような例ですけれども、Bingイメージクリエイターで生存するアーティストの方がレポートすると、そのお名前に基づくアウトプットというものは防ぐというのが一つの手段があります。そういった対応によって、著作権法の枠を超えた部分も対応しているというような評価もできるかもしれませんが、今後どのような対応ができるか、適切か、それは法律が必要なものかどうかというところについては今後、御検討が必要なのかなというふうに思っています。

2点目のところですが、直接の御質問については、尊重の度合いについては我々も、例えば弊社が提供しているサービスの基盤となるモデルというものはOpenAI社のモデルですので、学習の部分についてはご回答致しかねます。ですので、情報提供ができなくて申し訳がないのですけれども、「robots.txt」という仕組みがあることによって、クリエイターの方々は、コンサーンがあれば、学習されないという選択肢も取れるのだからということ是非常に情報発信も必要だと思っておりますので、ウェブサイト等で公表されていると思いますし、今後、しかるべき場所でもそういった情報発信をなさることは必要になってくるのかなというふうに思っているところです。

○渡部座長 よろしいでしょうか。

ほかに手を挙げていらっしゃる方はおられますか。大丈夫でしょうか。よろしいでしょうか。

あと1点だけ、これを開発されてリリースするまでに、先ほどセキュリティーのレイヤーとか、いろいろ調整をされるプロセスというものはどれぐらい時間をかけて、どういう、実際に試行的にやられてからリリースされていると思うのですけれども、その辺のプロセスを教えていただければと思います。

○小島氏 ありがとうございます。

物によるというところがありまして、例えばメタプロンプトのレイヤーであれば、実は

詳細な対応はあまり御紹介していないのですけれども、コンサーンが上がってきたときに、日というような単位で対応ができるようなものもごございます。一方で、よりモデルに近づいてくるとそれなりに時間がかかるということをございまして、先ほど御紹介させていただいたコンテンツフィルターはプレビューでこれまで出していたのですけれども、ようやく正規に御提供できるようになったのは今のタイミングということをございまして、これは月単位というような時間がかかるということをございます。

ただ、私が大事だと思うのは、この1個によって何かに対応ができたというものではございませので、各レイヤーがあって、総合的にどういうパフォーマンスになっているか、AIシステム全体での対応を考えるのが大事であって、早めに対応できるようなものがあるればなるべく早い対応を行っていくということが重要だと考えております。

○渡部座長 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

もしよろしければ、日本マイクロソフト株式会社様からの御発表は以上とさせていただければと思います。御発表者様は随時御退室いただいても構いませんし、残っていただいても結構でございます。

続きまして、資料2に基づきまして、日本新聞協会様より15分以内で御発表いただきたいと存じます。是枝智様、福山崇様、植木康夫様、竹内敏様から御発表いただければと思います。よろしく願いいたします。

○是枝氏 新聞協会を代表しまして、読売新聞の是枝から説明させていただきます。質疑応答については、私を含め、4人で対応したいと思います。

それでは、説明に移らせていただきます。

2 ページ目を御覧ください。まず、生成AIのデータ収集の基本パターンを記しています。

図にありますように、生成AIは直接または間接的に報道機関のサイトを含む膨大な量のサイトから記事コンテンツを日々収集しています。生成AIとしては、ChatGPTのような事前学習によるもののほか、検索エンジンとAIを活用したいいわゆる検索拡張生成、RAGと呼ばれているものもあります。GoogleのSGEやマイクロソフトのBing AIなどが代表例かと思えます。

3 ページ目を御覧ください。これは生成AIが学習データとして報道コンテンツを多く利用していることをお示した資料です。

これはワシントン・ポストの報道です。ウィキペディア等々も利用していることが分かりますが、報道コンテンツが学習データとして非常に重要な地位を占めていることが分かるかと思えます。先週、アメリカのNews/Media Allianceという報道機関の団体が公表した白書でも同様の実態が示されています。

ページをめくってください。4 ページ目から幾つかの事例を紹介します。特に検索エンジンとAIを組み合わせた検索拡張生成においては、問題があると思われる事例が多いと

考えています。

5 ページ目へ行ってください。報道コンテンツの無断利用が疑われる事例をまず記しました。

これはBing AIでの出力結果なのですが、次の6 ページ目に元の読売新聞の記事とAIによる出力結果による比較表を載せています。赤字の部分が元記事と一致している部分です。

7 ページ目には、報道コンテンツを基にしながら、事実関係の誤りが混ざった回答が生成されている事例を示しています。これは日本経済新聞の記事がベースになっていると思われませんが、出力結果は事実関係と異なる内容が記載されています。

次の8 ページ目は、有料会員限定コンテンツを基に回答が生成されている事例です。左側にある毎日新聞の記事はIDとパスワードを入力しないと閲覧できないものです。仕組みははっきりしないのですが、この毎日新聞の記事をベースにしたと考えられる回答がGoogle SGEによって出力されています。

次の9 ページ目に行ってください。これは特に悪質だと考えていますが、産経新聞のニュースを勝手に掲載した海賊版のサイトから回答を生成したと見られる事例です。

次の10ページ目へ行ってください。なぜ、この問題のある事例が相次ぐのか。それには幾つか理由があると考えています。

一つは、著作権法30条の4によって、新聞社・通信社は、AIによる報道コンテンツの学習を法律上、原則拒否できない点にあると考えています。

先ほども言及がありましたが、新聞社・通信社は自らのサイトで「robots.txt」を設定することによってAIからのクロールを技術的に拒否することができるのですが、報道コンテンツを引用しているウィキペディア等々、そういう外部サイトへのクロールを新聞社・通信社がコントロールすることはできません。そういう意味で限界があると書いています。

それから、生成物の著作権侵害の有無を一つ一つ確認するのは困難だと考えています。

次の11ページです。著作権者である新聞社・通信社に対価は支払われていません。つまり、データは取られ放題だということです。30条の4がある限り、報道コンテンツへのただ乗りは避けられないと我々は考えています。日本新聞協会だけではなく、内外の報道機関や団体、著作権団体が生成AIへの懸念を表明していることは重要なことだと考えています。

続きまして、12ページです。報道コンテンツに対する我々の基本姿勢を示しています。一つは、報道コンテンツは、多大な労力とコストをかけてつくった貴重な知的財産であるということです。もう一つは、報道コンテンツを利用するユーザーは、新聞社・通信社からきちんと許諾を取って、対価を支払うのが原則であるということです。

生成AIは、報道コンテンツを含め、許諾なしで学習した著作物をベースに大量のコンテンツを生成しています。コンテンツが使われる側からは全体像を把握することは難しく、詳細な実態は生成AI側しか分からないか思います。また、さきに述べたように、生成物

において、報道コンテンツの表現上の本質的な特徴と類似した表現も多く見られます。さらに、軽微利用を認めた著作権法47条の5を逸脱するような事例も少なくないと我々は考えています。

14ページ目です。新聞社は記事データベース事業を手がけており、そこと利害が衝突するのではないかと考えています。資料に記載しているとおり、新聞社は記事データベースを有償で提供しています。最近では、情報解析用の記事データ集も販売しています。

生成AIによる報道コンテンツのデータ収集は、新聞社が手がける記事データ販売市場を棄損するのではないかと考えています。

15ページ目に行ってください。これまで13ページや14ページで述べたような状況を踏まえると、生成AIによる報道コンテンツの学習は、30条の4のただし書「著作権者の利益を不当に害する場合」に該当するのではないかと。つまり、許諾なしでの利用は認められないのではないかと我々は考えています。とりわけ、AIの追加学習は教授目的の色合いがより濃いのではないかと考えています。

16ページ目に行ってください。生成AIの問題は、我々はプラットフォーマー問題の延長線上にあると考えています。生成AIを手がけるのは、マイクロソフトが出資しているOpenAIや、Googleやマイクロソフトなどのプラットフォーマーだからです。

プラットフォーマー問題は、資料に書いてあるとおりののですが、低い配信料であったり、ただ乗り、ゼロクリックサーチ、データ開示の不十分さ、交渉力が圧倒的にプラットフォーマーのほうが強いという大きな格差の問題です。

17ページ目です。こうした中で、先日、公正取引委員会が独占禁止法から見たプラットフォーマー問題に関する報告書を公表しました。

指摘事項は資料に書いてあるとおりです。例えば、配信料については、広告収入以外の収益への貢献についても反映することが望ましい等々を指摘しています。

次の18ページ目です。報告書から読み取れる公正取引委員会のスタンスについて、我々なりの受け止めを書いてあります。公正取引委員会は、本来、団体交渉を規制する立場にあるのですが、そうした中でも、認められる団体交渉を例示するという異例の対応を取っています。また「生成AI等が競争に与える影響について注視していく」とも言及しています。

公正取引委員会のスタンスは、新聞社・通信社が打撃を受けていることの裏返しであると我々は受け取っていると同時に、生成AIの問題は、事態をより深刻化させるおそれがあると考えています。

次の19ページ目です。生成AIは、著作権等の問題ばかりではないということを書いてあります。社会全体にとって大きな脅威になるハルシネーションやディープフェイクの問題などがあるかと思えます。

偽情報・誤情報を学習したAIが、偽情報・誤情報をさらに拡散していくおそれもありますし、青字で書きましたように、選挙などに悪影響を及ぼす可能性があります。

次の20ページです。こうした懸念が大きくなっていけば、民主主義の危機と言えるのではないかというふうに考えています。

説明の最後になりますが、本来的には、我々としては、著作権法30条の4の改正が必要ではないかと考えています。もちろん、すぐに法改正ができるわけではありませんので、当面の対策としては、30条の4のただし書の解釈の明確化を急ぐべきだと考えています。

それから、AIによる学習を著作権者が拒否できる、もしくは利用時に許諾を得る仕組みの整備が必要だと考えています。先ほど言及があった「robots.txt」の設定によるブロックもできるのですが、それはしょせんボランティアな対応にすぎません。我々としては、きちんと法律で義務づけるべきではないかと考えています。

説明は以上になります。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、また質疑を取らせていただきたいと思います。ただいまの御発表について御質問がある方は挙手をお願いできればと思います。いかがでしょうか。

岡崎委員、先にお願いたします。

○岡崎委員 御説明ありがとうございます。

まず、8ページについて伺いたいのですが、これは有料会員限定の記事だというふうに御説明があったのですが、ログインしないとこの先が読めないというタイプの記事だと思うのですが、ログインしなければ読めないという、その先までの記事というものは、それも有料だという解釈なのですか。

○福山氏 朝日新聞社の福山でございます。

ペイウォールという、無料会員と有料会員を隔てる壁がありまして、今、申し上げているのはペイウォールの先の有料会員しか見られないコンテンツをとられているという状況です。

○岡崎委員 でも、ここで表示されているものは無料の部分から使われているように見えるのですが、そうではないという御説明なのでしょうか。

○是枝氏 左側の記事は、有料の部分から抜粋したものです。このうち、マーカの部分が生成文の上のほうの段落と対応しています。

○岡崎委員 分かりました。

あと、もう一点あるのですが、データの販売の件があったと思うのですが、これは生成AIの話が盛り上がる前からデータは販売されていたと記憶しております。そのときに、今、生成AIが出てきたのですが、この生成AIの学習のためにこの販売されているデータというものは使ってもよろしいということになるのでしょうか。

○是枝氏 その場合は、それぞれ個社と契約を結んだ上で、新聞社側が許諾すれば有償で使えるという状況です。

○岡崎委員 今、既に売られているものを使ってよいという話ではないということですね。

○是枝氏 それは違います。

○岡崎委員 分かりました。ありがとうございます。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

岡田陽介委員、お願いします。

○岡田（陽）委員 ありがとうございます。

一部、岡崎先生のほうからもお話のところもかぶるのですけれども、これは例えば、この記事データベースの事業として売った、そのデータを活用して生成AI側が、通常であれば有料系のところの記事をジェネレートというか、生成する可能性も十分にあるのかなというふうには思っていました、ただ、今後、ぶつかるというふうにおっしゃっているので、生成AIの事業系にしていくという観点ならば、その部分は新聞協会さんとしても許容するのかなみたいなのところとか、もし現状で何か方針等があればというものはお教えいただけるとうれいなというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○竹内氏 御質問ありがとうございます。日本経済新聞社の竹内と申します。

御指摘の点は恐らく各社の判断になろうかと思っています。実際のところ、言語解析、言語処理などのいろいろな用途に、大学や研究機関向けに私どもはコーパスを販売しています。その先の用途については個別具体的というか、それぞれだと承知しています。当然、生成AIへの活用という用途でお売りする場合もありましようし、それは個別の契約において判断される。そんな状況です。

○岡田（陽）委員 ありがとうございます。

そうすると、多分、生成AIで書かれた文章をまたさらにそれを誰かがクロージングしてくるみたいな要素も結構考えられてくるので、なかなか、これを構造的に防ぐ手段というものは技術論的には結構難しいのではないかなというのは今のお話を聞いて思ったりはしました。

その中で、まず、一次コンテンツが保護されればよくて、二次コンテンツ、三次コンテンツみたいなところに関しては、正直、そこまでは保護を求めるイメージではなくて、まず、一次コンテンツの話をしたいたところが今回の御要望というか、意見という形の認識で捉えさせていただいてもよろしいのでしょうか。

○竹内氏 そうです。まずは一次コンテンツの保護でもありますし、コーパスの市場というものは、別角度からの私どもの主張と、いろいろ主張が織り交ざっていて分かりにくいかもしれませんが、そこは一次情報も二次情報もということで考えを述べています。

○岡田（陽）委員 ありがとうございます。

そうすると、何かスキームというか、結構難しい仕組みをつくらざるを得ないのかなというふうには思ったりはしておりますので、多分、法律というよりも結構、対価を得られる仕組みみたいなものの技術的な解決も含めてしないと、なかなか法的論点だけで整理すると、では、何回コンテンツまで保護すればいいのかみたいな話も出てくるのかなと思っていますので、その辺り、何か折り合いがつけられればすごくいいのかなと思いました。

すみません。だらだらと申し訳ないです。私からは以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

奥邨委員、お願いします。

○奥邨委員 ありがとうございます。では、3点、簡単に伺います。

まず1点目なのですがすけれども、「robots.txt」の限界、例えば、コンテンツの提供先に対してはうまくコントロールできないですとか、あと、違法にアップロードされたところからクローリングされてしまうことには有効でないという問題を御指摘になっていたかと思えます。そういうことは確かにあるのだろうなと思うのですが、一方で、ご指摘の問題は検索エンジンの頃にさんざん議論した気もいたします。つまり、そういう問題があるのは検索エンジンも全く同じなのですがすけれども、先の御意見でいくと、検索エンジンについても同じように問題があるという御指摘なのでしょうか。それとも、AI特有の問題という御指摘なのでしょうか。その辺がよく分からなかったなというのが1点目であります。

それから、2点目は、多分、これは非常に配慮して資料や発表で言葉を使っておられるのだろうなと思うのですがすけれども、報道コンテンツですとか、ただ乗りですとか、無断使用という言葉が使われて、著作物であるとか、著作権法上の利用行為であるとか、そういう言葉は特にお使いになっていなかったと理解いたしました。そうだといたしますと、それは多分、著作権で保護されない、特に新聞等々であれば、報道コンテンツであれば、非常に重要なものである事実ですとか、労力の部分ですとか、を保護してほしいということも併せての御意見だったのかなと。著作物の側面という狭い話をしているのではなくて、より広い、そういう事実であるとか労力というところも保護してほしいというお話だったのかというふうに思ったのですが、その辺はいかがかというところが2点目でございます。

それから、3点目は、途中で公取さんのお話も出てまいりました。私自身もこの報道機関の重要性というものは非常に賛同するところもありますし、御指摘のところはそうだと思う部分もあるのですが、そうだとしますと、さっきの2点目とも関係するのですがすけれども、著作権法の問題ですとか、30条の4の問題ということではなくて、もう少し違ったアプローチというほうがより直接的にこの問題に対応できるのかなというふうに思いながら伺っておったのですがすけれども、そこから30条の4の問題につながるというところがあまりよく分からなかったなと。保護対象ですとか狙っておられるところとか、その辺がもう少し補足していただけるとありがたいなというふうに思った次第でございます。

以上です。

○福山氏 朝日新聞社の福山です。3点、奥邨先生、ありがとうございます。

大変重たい問いかと思えます。まず1番目に関しては、いま現在は正直、答えを用意していません。回答を留保させてください。今回、検索については、我々は十分に整理しているわけではありませんので、申し訳ありません。

2点目の著作物については、我々の要望としてはおっしゃるとおりです。例えば「安倍首相が奈良で撃たれた」ということは事実にはすぎないわけですが、我々、カメラマンなり

取材網なり、日々配置して、その情報が本当であるということを実証できるような体制を敷いております。また、著作権で保護されない分野についても、放棄するというよりも、できることならばカバーしてほしいというのは要望としてはあります。今回の資料でどこまで皆様に明確に伝えられたかということはありませんけれども、そうした点を含めて要望しています。

3つ目は、30条の4あるいは著作権法だけで今の我々の報道業界の問題が全てカバーできるのかという御質問でした。これも大変難しい御質問かなと理解していますが、そうではないところがあるだろうというのは御指摘のとおりかなと思います。

一方で、御質問に正確に答える形になっていないかもしれませんが、逆に著作権法に着目した場合に関しても、こうして我々の著作物あるいは権利があるものに対して委員の皆様にごして御議論いただいていることは大変ありがたいのですが、一方で、我々が仮にどんなに国内で著作権法の改善に努めたとしても、マイクロソフトをはじめ、GoogleのAIも何ら規律はできないわけです。議論いただき大変ありがたいと思う一方で、何か域外適用的なものをクリエイティブに議論していただいてもいいのではないかと考えております。

アメリカを中心とするAIの開発会社が非常に勢いがある中で、どんなに我々が議論しても全く彼らに対して影響を及ぼしづらいという現状に鑑みると、この議論がどこまで実質的な意味を持つのだろうかという考えも一方であります。例えばヨーロッパのGDPRが域外適用して日本のインターネット企業に影響を及ぼしているような現状に鑑みれば、著作権を含めた域外適用型の考え方も日本から発信し、AIの国際的なハーモナイズ、規律を提案することもできるのではないかと考えています。

ここは奥邨先生の御質問に正確に答える形になっていないかもしれませんが、著作権法だけで解決するものではないというものは同じ認識です。

○奥邨委員 ありがとうございます。

特に最後のところは、それこそ域外云々となれば、どういう法律でどういうアプローチをするかということによって変わってくると思いますので、著作権法にできないこと、属地主義にいろいろ縛られているとか、いろいろありますので、その辺はまた、まさにどういうところを重要とおられて、どういうアプローチをするのかということとも関係するのかなと思いつつ最後は伺いました。

勉強になりました。ありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございます。

あと、福井委員、佐渡島委員、それから、福田委員が手を挙げていらっしゃいますので、この順番でここまで御質問を受けたいと思います。

まず、福井委員、お願いいたします。

○福井委員 福井でございます。まさに今のプラットフォーム問題、域外適用の問題など、重要な御指摘をいただきありがとうございました。ぜひ、今後とも掘り下げ、問題提起を



私どもも共に行っていければというふうに感じました。

その上で、1点確認です。6ページなどに登場する検索拡張型の生成です。ここにある比較表で、一致度がおよそ50%を超えていますから印象が強いわけですがけれども、これはBing AIですね。そのため、恐らく行われたことを再確認させていただくと、あるキーワードを入力したときに、Bingはそのキーワードでインターネット検索を行う。それに対して、この左側の記事がヒットした。その記事をAIに対して入力したら、AIが要約的行為を行って、左側が出力されたということではないかなと思うのです。別な機会に、そうであろうというお答えをいただいたことがありますね。

もしそうであるとするならば、これは元になるAIの学習、つまり、30条の4の問題ではどうもないですね。これは新聞記事をAIに入力したら似た文章が出力されたという、言わば当たり前の話であり、だから、いいだろうという気は全くなくて、多分、マイクロソフトさんに何らかの改善を申し入れるべき事態なのかもしれないのですけれども、記載されたとおりの、47条の5の限界を超えているというような種類の論点かなというふうに理解しました。この理解でよろしいかどうか、ここでお尋ねさせていただきます。

○竹内氏 まず、6ページの事例ですが、Bingに入力した質問文は5ページに書いてまして、「1,000年以上も前の」という質問文を入れたところ、恐らくAIが読売新聞の記事を参照し、この回答文をつくっています。ただ、問題の本質は47条の5ではないかという御指摘は、そのとおりのかなと考えています。

以上です。

○福山氏 朝日新聞社の福山です。1点、補足させてください。

福井先生の整理のとおりかなと思っています。この問題は47条の5の軽微性を超えているのではないかと整理できると私自身は思っておりますが、一方で、学習段階において我々のコンテンツをただでとっていくという論点は別に存在すると思っています。47条の5の論点ではないと思うのですけれども、それを資料の中での説明させていただいたわけでございます。

本日出席しているメンバーは元記者が多いのですが、日々、一生懸命つくったコンテンツをただで持っていかれることに素朴な疑問があります。しかも、言葉を選ばずに言えば、我々がコンテンツをとられるのは「robots.txt」という鍵をかけていないほうが悪いのだと言われる理屈がよく分かりません。そもそもとっていくほうが悪いというふうに我々は思っており、勝手にクロールして裏口からコンテンツをとっていくのではなく、やはり正面玄関から入って頂き、素直に買いに来ていただきたい。

非常に乱れた日本語と比べて、日々取材・校閲して、何十人も人間が関わってつくったコンテンツは価値があるとお認めくださるのであれば、買ってほしいと考えています。すでにコーパスの形式で売っているものなので、正面玄関から来て普通に市場で買っていただきたいたいというのが素直な感情です。30条の4の解釈を待つまでもなく、どうしてそうした形でやっていただけないのかというのが率直な気持ちとしてあります。

○福井委員 ありがとうございます。

問題意識はよく理解できます。ただ、それであればこそ、30条の4の改正なり、あるいは解釈の明確化を求められるのであれば、30条の4の悪用事例を出されないと恐らく議論は空転してしまうかもしれませんので、それで申し上げたことでした。ありがとうございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

佐渡島委員、お願いいたします。

○佐渡島委員 コルクの佐渡島と申します。

おっしゃっている主張は、現状においてはもっともだと思っています。僕たちも漫画や小説をつくっているのですが、それがAIにどんどん学習されて、似たようなものを勝手につくられていくと困ったことになるなと感じています。一方で、ルールをつくっていこうとする今、半年、1年だけ通用するものでは駄目だと考えています。5年先とか10年先には、高精度にファインチューニングしたAIがいっぱい出てきて、個人の人たちも相当使っていくでしょう。マイクロソフトやGoogle、OpenAIなど大きい会社であれば、今、主張されているような交渉をして、玄関から入ってきてもらうことが成立するでしょうけれど、個々人が大本のものを様々に自分で改変し、学習させ、たくさんのAIサービスが出てくることは、もはや止められない流れだという気がしています。長期的なルールをつくっていくのなら、今主張されているようなことは簡単に実現しないようにも感じました。こういう懸念に対して、どんな未来を想像し、考えられているのでしょうか。

○渡部座長 画面が見えなくなっていますけれども、これは聞こえていらっしゃいますか。新聞協会さん、今、聞こえていらっしゃいますか。

すみません。事務局さん、今、これはどういう状態でしょうか。

○白鳥参事官 ホワイトアウトして、確認できない状況です。

新聞協会様、聞こえていらっしゃるようでしたら音をお願いいたします。

○渡部座長 これは落ちてしまっていますか。

○白鳥参事官 落ちている可能性があります。

○渡部座長 すみません。この状態で待っていてもしょうがないから、この後は意見交換になるのですか。特許庁の発表がありますので、それを先にやっておいて、後で、今、まだ御質問が少し残っていると思いますので、そちらに戻りましょうか。

事務局、連絡を取って、すみません。

戻ってきましたか。新聞協会さん、聞こえますか。

○是枝氏 すみません。こちらの回線が途中で切れてしまいました。

○渡部座長 佐渡島委員の質問は聞こえていらっしゃいましたか。

○是枝氏 途中までは聞こえていたのですが。

○渡部座長 途中からというのはどこからか、よく分かりません。すみません。

○佐渡島委員 今、しゃべって大丈夫ですか。聞こえますか。

○渡部座長 新聞協会さん、聞こえていますか。

○是枝氏 聞こえています。

○渡部座長 どうぞ。

○佐渡島委員 AIの事業者が大きいところなら、協会が権利をしっかりと主張して交渉することは可能かもしれません。一方で、個人事業者もAIを使っていろいろなサービスを出していただくなかで、勝手に学習させたりすることはどんどん起きていく可能性があります。そういったAIサービスが大量に出てきたときの5年後、10年後にも通用するルールとして考えると、ご提案されているものを個人事業者に適用していくのは難しいのではと思いました。どんなふうに未来を想定されているのかなと、ちょっとした疑問を持ちました。

○福山氏 朝日新聞社の福山です。非常にご慧眼な指摘かなと思っております。

現状においても、非常に大きなプラットフォーム系の開発事業者が開発したAIをAPIで開放し、それを利用する二次開発者が数千や数万の単位にいるといった報道を読んだことがあります。現状で非常に小さな事業者が大きなAIエンジンを借りる形でサービス提供を行うことも起きており、報道コンテンツの不適切な利用があれば、見つけ次第、適宜対応していくというのが基本姿勢です。

先般も日本経済新聞のコンテンツ等々を悪用して、複数の記事を組み合わせ提供していたという、ニュースサイトを自称するAIサイトが見つかりました。日本経済新聞を中心として適切な対応を行っていただくよう申し入れたと伺っています。そういったことを当面はやっていく必要があるかなと思ってはいますが、おおもとのところでやはり法律なり、それに近いアプローチで規制していくということがまず大事だと思っています。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、福田委員までお願いできればと思います。福田委員、お願いします。

○福田委員 すみません。私からは、私も開発、サービスプロバイダー側からの立場として、コメントが1件と、あと、御質問を1つさせていただければと思っております。

まず、これは自分からのコメントになってしまうのですが、虚偽情報の提供みたいな話に関しては技術側の問題でもありますので、元情報とかなり逸脱したような内容、ハルシネーションを放置して責任あるAIみたいなことを名乗ることができるかどうかというものはやはり我々のようなプロバイダー側が考えるべき問題かなとは思いました。

それで、先ほど、奥邨先生、福井先生からの御質問と、あと、日本新聞協会様の回答で少し整理はできたのですが、やはり30条の4という話での議論というところが難しいのかなとは思っておりました。あと、資料中の利用例に関して、今の著作権だとか権利をどこまで侵害しているかという見解に関しては改めて整理できるかというかなと思っ

てはおります。

私から質問があるのは、法令違反、著作権法の違反ではなくても、利用規約みたいなところでの違反というところで、利用されているような方に対して何らか訴えるような話と

いうものは考えられたりとか、そういうことは可能なものなのでしょうか。

恐らく、著作権というものは訴えられたら何か示さないといけないような法律だとは思いますが、利用規約は契約だと思いますので、サイト利用規約みたいなどころに、そもそも、AIの学習を認めないみたいなことというものは盛り込まれていらっしゃるのでしょうか。

○是枝氏 読売新聞の是枝です。社によって利用規約の中身というものは多分異なりまして、既にAIによる学習はできませんというふうに利用規約に定めている会社もあるかと思えます。ただ、実際に違反しているから交渉して云々というところに行っているかという、まだそういった事例はないかなという感じではあります。

○福山氏 朝日新聞社の福山です。補足させてください。おそらく定型約款の法的な有効性の話になってくると思いますが、朝日新聞デジタルに関して言えば、この6月にAIによるそういったクローリング、スクレイピング的なものは禁止すると改めて書き加えました。これが効力のあるお守りになればいいなとは思っているところですが、定型約款の法的な解釈があり、どこまでその効力を発揮するかという論点があると思っています。

○渡部座長 よろしいでしょうか。

○福田委員 ありがとうございます。

○渡部座長 時間も迫ってきていますので、これで新聞協会さんからの御発表はここまでとさせていただきますと存じます。御発表者の皆さんは随時御退室いただいて結構でございます。

それでは、これからの時間は意見交換とさせていただければと思いますが、その前に検討課題Ⅱに関して資料3がございます。こちらについて特許庁から御説明いただければと思います。審査第一部調整課審査基準室の小野室長様よりお願いできればと思います。御発表は5分をお願いできればと思います。

○小野室長 承知いたしました。今、御紹介いただきました小野でございます。よろしくお願いたします。本日はAIと発明の観点から説明していきたいと思っております。

少々お待ちください。

こちらのスライドのほうに沿って説明していきたいと思っております。

著作権の話が大きな話となっておりますけれども、知財推進計画2023の中でAIと発明に関するトピックとして挙げております。こちら、1ページ目の枠囲みにありますような課題が、施策の方向性が示されております。

上にありますように、創作過程におけるAIの利活用の拡大を見据えて、進歩性等の審査実務上の課題ですとかAIによる自律的な発明の取扱いに関する課題について諸外国の状況も踏まえて整理・検討しなさいというものが一つ。

それから、2つ目が、その下にありますように、創作過程におけるAIの利活用の拡大が見込まれることを踏まえて、AI関連発明の特許審査事例を拡充して公表しなさい。また、高品質な審査を実現するためのAI審査支援チームを強化しようといったような

ことが挙げられております。

これらを受けまして、特許庁では、今、行っていることをこの1ページ目の下側3つの●で示してございます。

こちらにありますように、一つは調査研究でございます。今年度8月から開始しております、本日の内容も、調査研究で行った公開情報等の調査も踏まえたことを簡単に御報告できればというふうに思っております。

2つ目の●のほうですけれども、こちらはAI審査支援チームの体制強化に関してです。こちらは先月10月に対応済みではあるのですけれども、AI担当官という者を増員しまして、審査を適切にサポートできるような体制を整えております。

それから、3つ目の●ですけれども、こちらは審査事例の拡充・公表に関してです。AI関連発明の特許審査事例というものを既に15例ほど2019年までの間に公表して、審査ですとかユーザーの皆さんにも参考としていただいているところですが、今回、今年度をめどに、新たな事例を追加する方向で検討しているような状況でございます。

現在行っているところはこんなところでございます。

次の2ページ目を御覧ください。こちらは、この検討会の中で、AIと発明の関係で課題として挙げられているものが主に2つございます。このうちの1つ目が、こちらの「AIを利用した発明の取扱いの在り方」について、特に発明者の要件の考え方の整理といったようなところになってございます。

こちらについて、公開情報等々を調査したところ、中段の赤枠のところにあるような感触を現在のところは持っているというところになります。発明者の概念、学説ですとか判例とかによって様々、多少の相違がありますけれども、一般的にはというところですが、発明の技術的特徴部分の具体化に創作的に関与した者というものを発明者とするといったような考え方が示されているという状況でございます。また、こういった一般的な状況を踏まえて、AIを利用した発明についてどう考えるのかといった場合ですけれども、こういったときでも、自然人が学習用のデータの選択したりとか、モデルへこういった処理をなささいといった指示というようなことで、自然人が関与するといったようなことが想定されているのだろうというところもございますので、自然人はその発明の技術的特徴部分の具体化に創作的に関与していると言えるのではないかとというふうに考えております。こうしたことを踏まえると、AIを利用した発明についても、現段階では現行法制度上の発明者の要件の考え方で対応が可能なのではないかとというような感触を持っているというところでございます。

今年度実施しております調査研究の中では、アンケートやヒアリングといったような形でさらに状況を把握・整理していこうと思っておりますが、現在のところはこのような感触を持っているという状況です。

また、海外の状況ですけれども、この2ページ目の一番下の緑枠のところを御覧ください。こちらにまとめてございます。

アメリカの状況が1つ目の➤ですけれども、今年2月にパブコメを実施しておりまして、この中にはいろいろな様々な意見がございましたけれども、現状においてはAIは発明者として認められるようなレベルでは発明の創作に関与していない。自然人が所定の目的を達成するよう調整したり、出力を分析したりといった発明を創作しているといったような意見がGoogle様とかマイクロソフト様等々からあったということを承知しております。

また、この点、つい先週、1週間ほど前の10月30日になりますけれども、AIの安全性に関して様々な内容を含む大統領令というものが公表されております。この中で、発明についても主に2点触れられております。一つは、この大統領令から120日以内に発明者帰属のガイダンスを公表しなさいというもの。また、もう一つは、270日以内にAIと知財の関係において考慮すべき事項に関する追加のガイダンスを公表しなさいと。また、この後者については、長官が必要と認めれば特許の適格性についてのガイダンスの更新も含めるといったような内容のものがありませんでした。大統領令自体はAI関連の様々な内容を含むものですが、発明に関する内容も含んでいたという状況がございました。

緑枠の2つ目の➤、欧州の状況ですけれども、欧州特許庁では、こういったパブコメは行っていない状況というふうに承知してございます。

続きまして、3ページ目を御覧ください。こちらは検討課題の2つ目ですけれども「AIの利活用拡大を見据えた進歩性等の特許審査上の課題」ということで、進歩性等の特許要件に関して影響があるのかないのかといったところを課題として挙げていただいております。

こちらに関しましても、公開情報の調査を踏まえて見た考え方でございますけれども、青枠のところを御覧いただいておりますように、1つ目の➤ですが、AIの存在が進歩性のレベルに影響を与える可能性など、様々な意見があることは承知しておりますけれども、AI技術の急速な発展が特許性の判断にどのような影響を与えるのか。そういったところを注視していく必要があるのだろうかというふうには考えてございます。

また他方で、AIに限らず、特許審査を進めていく上で、様々な技術の発展というものが起こってきましたけれども、IoTが発展したりとかといったこともありましたけれども、進歩性の判断はこれまでもしっかりと特許審査の中で行ってきておりまして、AI技術の進展についても、その進歩性のレベルを適切に設定することによって判断を行っていく必要があるのだろうかというふうには認識している状況でございます。

続きまして、また海外の状況が一番下の緑枠の中でございます。この特許審査への影響に関しましては、アメリカで、少し前ですけれども、2019年にパブコメを実施しております。この中には、この時点ではということになるかと思いますが、AIの存在は進歩性のレベルに影響を与える可能性があるというような意見が多いような状況でございました。

また、欧州に関しましては、こういった類いのパブコメは行っていないという状況でございます。

このように、AIと発明についての検討状況を、簡単ではございますけれども、御報告

してきました。今年度行っております調査研究で、海外等を含め、アンケート、ヒアリング等を進めながら現状把握と整理にしっかりと努めていって、特許審査が適切に行えるようにしていきたいと思っております。

私からの発表は以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

コメント等はあるかもしれませんが、時間の関係で先に行かせていただいて、意見交換のベースとなる資料4の説明を事務局からしていただければと思います。よろしく願いいたします。

○白鳥参事官 事務局でございます。本日、資料4を提示させていただいております。

前回までの議論におきまして「概ね議論が収束しているところや、生成AI特有の課題ではないものもあると思うので、この検討会で深めるべきイシューとそうでないものを早めに峻別して進めるべき」といった御意見や、技術の状況についての御質問をいただきました。このたび、オブザーバーでもある関係省庁の御協力の下で整理をさせていただき、また、委員の皆様の多大な御協力もいただいて、事実関係を中心に、一部資料を差し込む形で補足させていただいたものを準備させていただいております。それらの点につき、概要を御報告いたします。

まず、資料のうち、6ページ目です。こちらは著作権以外の知財との関係についてということで、意匠法、商標法、不正競争防止法といったものとの関わりの中で、それぞれ、学習、生成・利用等に関して、どのような整理ができるかといったことをお示ししているものでございます。

御覧いただいておりますのは学習段階のところではありますが、それぞれの法律が想定している権利が及ぶ行為であったり規制が及ぶ行為には、要件に照らしてみると合致しないのではないか、許諾なく利用できるとの整理になるのではないかとしています。

その次の7ページ目の一番上、商品形態模倣に関しても同様でございます。

不正競争防止法のうち、営業秘密と限定提供データにつきましては、例えば営業秘密であれば、秘密管理性等の要件の下で保護される対象が特定されておりますけれども、これらについては不正取得または不正取得したものを使用・開示するといったものが不正競争の対象となっております。こういった点は、この学習段階においても、その要件に合致するのであれば規制の対象になりますし、それに該当しなければ規制の対象にはならないという点で、一般的な不正競争の判断と同様との整理ができるのではないかといたします。

8ページ目は、生成・利用段階についてであります。

右側に、全体についてざっくりと書いてありますけれども、これも同様に、一般的な権利侵害であったり違法性の判断と同様の整理ができるであろうとしております。特に意匠法、商標法、商品等表示については、侵害要件として依拠性が不要となっておりますので、その点で言えば、類似性の判断が中心的な要素となり、それは、一般的な判断がここにお

いても該当するのではないかと、ただし、画像意匠に関わっては一部留意すべきところもありそうだという点を付記しております。

不正競争防止法のうち、商品形態模倣につきましては、法律上、依拠性が要件とされています。この点、著作権法においても同様ですので、ここにおいても、AIとの関係で言いますと、依拠性が一つの考慮要素となり得るということで、要検討として示しております。

さらに、次のスライドです。9ページ目になりますけれども、肖像権、パブリシティ権につきましては、具体的にどのような場面で侵害のリスクがあるかといった点がございませぬ。

それから、不正競争防止法の営業秘密・限定提供データにつきましては、右側に書いてある点は、一つは営業秘密などを学習用データ及び／または学習済みモデルへの入力として使用して得られた場合に、そこで得られた生成物が、先ほど出ておりました営業秘密等に関する要件、例えば秘密管理性とか、あと、非公知性というものがありますけれども、こういったものに該当するかどうか、それがなくなってしまうかどうか。こういった点が一つ、検討課題となり得るだろうというものです。

一番下に書いてある2点目につきましては、そもそも、営業秘密などの違反によって学習済みモデルがつくられた場合に、その学習済みモデルを使用する、そしてまた、そこでつくられた生成物を利用する。これが営業秘密等における保護の規制の対象の要件に合致するかどうか。こういった点を示しているものです。

次のスライド、10ページ目は、今度はAI生成物の保護に関するものでございます。著作権法では人が創作したものがいわゆる著作物として保護の対象になっております。

同じように、人が創作しているものを保護の対象としているものとして意匠法がございませぬ。そしてまた、それは検討課題Ⅱにおいて、まさしく同じような点が課題になっておりますので、発明における論点と同様の論点を右側に（1）（2）としてお示ししております。

これに対して、商標法、そして、不正競争防止法における商品等表示等に関わりましては、自然人がつくっているかというものが特に保護の要件としてはなっておりませぬので、こちらについては、AI生成物であっても保護の対象にはなり得るだろうというような整理としております。

続きまして、技術の話になります。技術による対応につきましては、12ページ目、13ページ目に、これまで取り上げて御議論いただいた各技術に関わっての特徴、そして、留意点についての記載をしております。

技術例のところ、今、御覧いただいている12ページ目で申し上げますと、AIが生成したコンテンツを利用者が識別できる仕組みとして幾つか掲げておりますが、例えば右側の一番上にあります点は前回までも御指摘いただいた点でございませぬ、AI生成物であることの表示については、AI生成物の定義・範囲、そして、AI生成物であるということの表示の意義をどのように考えるべきかといった御指摘を、こちらに反映しております。



フィルタリングのところにつきましては、関連するサービスもあるという状況ではございますけれども、比較対象とすべきコンテンツの範囲をどのように考えるべきか、といった御指摘や、侵害について、それを客観的に判定できるかといったような御指摘などを、こちらに反映しております。

それから、次のスライド、13ページ目になりますけれども、クローラーによる収集ということの関係で「robot.txt」の点での限界について、先ほども御指摘がありましたような点なども、こちらに関連の記載があるところです。

併せて、同じく、ペイウオールのお話もいただきました、ID・パスワード等でアクセス制限をしている場合に、それでは、それが回避されてしまった場合に、現行法上、どのように評価できるか。この点で言えば、典型的には不正アクセス禁止法違反が考えられますけれども、例えば著作権法など、ほかの法律で果たしてどのような整理が考えられるかといった点についての問題提起としております。

それから、次の14ページ目、15ページ目は、今、申し上げた点についての関連の論文等のご紹介になります。

一部商用化されているものと、そしてまた、研究段階のものということについては区別すべきではないかといったような御指摘も前回いただきましたので、そうした点についての関連情報も付記しています。

続きまして、収益還元につきましては17ページ目を御覧いただきます。収益還元に関する動きとして、報道ベースになりますけれども、幾つかの動きについて御紹介をしております。

併せて、要検討というふうが一番上に書かせていただいておりますのは、収益還元策について、契約でそうした還元策を講じる場合に、それが権利制限規定とどのような関係に立つのかといったような点。そしてまた、収益還元策の実現のためにどのような技術が有効と考えられるかといったような点を掲げております。

そのほかは、19ページ目になります。こちらはデジタルアーカイブに関わりまして、AI学習用データとして使用するために必要な技術的な仕様としてはどのようなものか。これも技術にお詳しい先生方の御協力をいただいて整理をさせていただいております。

それから、20ページ目におきましては、主な関連規定として、そもそも、例えば国立国会図書館であれば納本制度といったような規定などがあり、アーカイブを進めていただいております。

そのうち、著作物につきましては、著作権法による権利制限規定の適用があり得ますので、その関連規定も記載しております。その上で、AI学習ということであれば、特に30条の4というものが主たる論点になるということで、こちらは書かせていただいている次第になります。

引き続きまして、ディープフェイクについては22ページ目。こちらが海外における規制の動向でございます。

左側にアメリカの動向ということで、バージニア州をはじめ、ポルノ規制であったり、選挙活動への影響。こういった点に特化した州の立法になっているといった状況になります。

EUにおきましては、偽情報対応全般についての規制という動きがございますが、AI規制法案の中では、ディープフェイクに関わる規定も一部含まれております。

中国におきましては、深層学習を利用した合成技術に関し、全般的な規制立法があるという御紹介となります。

また、ディープフェイクの関連で言いますと、アイドルコラージュに関する裁判事例も参考になるだろうとのご指摘を、前回いただきました。そこで、お調べしたものを23ページ目に御紹介しております。

多くは、名誉毀損罪の成立など、刑事事件の事案でしたが、23ページ目の右側には、民事事件の事案もご紹介しています。ここでは、パブリシティ権の侵害は否定されましたが、肖像権の侵害という点では不法行為責任が肯定された事案になっております。

それから、最後になります。26ページ目を御覧いただきます。こちらは社会への発信の在り方の関わりの中で、ガバナンスの文脈の中になりますけれども「AI開発組織向けの広島プロセス国際指針」等ということで、現在公表されておりますものの概略をお示ししています。

例えば、一番最後の28ページ目の下には、11. において、知的財産を尊重するための安全措置の実施の奨励といったようなことなども掲げられています。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、あと1点、補足事項なのですけれども、前回意見募集を行うということをお伝えしていたかと思えます。本検討会で検討すべき事項ということで意見募集を行った結果ということですが、これが参考資料1がついてございますが、一昨日に終了したということなのですけれども、1,000件を超えているということで、かなり整理に少し時間がかかるというふうに聞いております。AIガバナンスのほうも1,000件を超えるので、今、この手のものをやると大変多くの意見をいただきますので、この結果の御報告については次回に事務局から報告していただくということにしたいと思えます。

それから、本日、特許庁からの御報告をいただきましたが、次回の会議で文化庁の文化庁審議会のほうの検討状況についても御報告をいただきたいと思っております。そういう予定というふうに聞いております。

本日、残り30分を切ってしまいましたけれども、今日の時点でヒアリングあるいは御議論を踏まえつつ御意見がある方がおられましたら、ぜひお願いしたいと思います。少し時間が押しておりますので、簡潔にお願いできればと思えますが、いかがでしょうか。

奥邨委員、お願いします。

○奥邨委員 ありがとうございます。

簡潔にということですので、急いで発言します。

まず、3ページから10ページまでに各知財の問題についていろいろ現状と帰結ということをもとめていただいている、内容については、私、おおむね、このとおりかと思えます。ただ、ちょっと気になりましたのは、各知財が何をどのような趣旨で守っているのかということが、やはり前提知識として必要になるのではないかなと思います。それによって現状も出てきますし、帰結も出るのだと。各知財には目的というものがありますし、限界というものがありますので、何でも保護すればいいということにもならないし、一方で、何にも保護しなくていいということにならないということになると思います。

例えばですけれども、AIを使った営業秘密の侵害があったとして、それは著作権法30条の4で学習ができるからだという話にはならないはずであります。これは、各知財が守っているものの違い、それによって、どこからどこまでできるということがあると思うので、その辺はやはり整理しておかないといけないのかなという気がいたしました。

あと、12ページでありますけれども、技術がいろいろと載っているところについてです。これは今日の前半の議論にもありましたけれども、技術についてはある程度標準化ということもやはり重要なのだということをごくどこかに書いていく必要があるのではないかなと。各自が自由勝手に技術を採用してもなかなか、それはうまく広がりませんし、実行されないということがあるのでということがあるかと思えます。

それから、13ページのところに学習を妨害するノイズを付与するという議論があるのですが、これはコピープロテクション的なものだと問題ないと思うのですけれども、妨害ということになると、やり過ぎると、妨害の程度とか目的とかによっては、場合によっては妨害すること自体が何らかの責任を発生するということもあり得る気もします。私、刑法は専門ではないから分からないのですけれども、この辺も、ここの資料はニュートラルなものですから、若干、注記というか、そういうものがあってもいいのかなというふうに思いました。

最後、ディープフェイクのところも、おまとめいただいたように、やはりAIによるものについても、今の枠組みで結構できることがいっぱいあると思うのです。ですから、こういう整理をしていただくことによって、AIだから何でもかんでも学習が悪い問題という話ではなくて、出てきたものをどうするかということで解決する問題というものもいっぱいあるかと思えますので、こういう整理をほかの必要なところもしていただければなと思いました。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

新委員、お願いいたします。

○新委員 先ほどの新聞協会さんのもので、少しだけ私のほうで補足というか、疑問に感じたこととして挙げさせていただきます。

侵害の例として挙げられていたBingチャット等に入れていたものを、今、実際に入力

してみたのですが、星についてのものに関してはかなり違った回答が先ほどの例から出ておりました。引用されている部分は2行と小さくなっておりました。

ミニラテラルはGoogleのケースなのですが、これに関しては論文を引用したケースの回答が行われておまして、現在では直接引用した問題になっているようなものがあるとは思えなかったというところではあります。

日本経済新聞の李克強のケースに関してもかなり返答が違うものが戻ってきまして、ソース元となっているものはどちらかというとフジテレビの報道のものになっておりました。有料記事の部分は参照して、その部分だけ上げてくれというふうには上げましたら、その部分は使っていないとBingのほうは回答があったということです。

ということは、厄介なのは、これは本当に一次ソースであるのかどうかというものがなかなか把握はしにくいのではないかとこのところ。それから、状況によって学習結果が変わってきますので、この部分というものはなかなか一次ソースというふうには主張するのはなかなか難しくなってくるのではないかと。

また、プラットフォーム側のほうで調整は今後も入っていくと思いますので、こういうようなものを含めると、なかなか、本当にそのソースの元になっているのかというものをここから読み取るのはなかなか難しいのではなかろうかというところを感じた次第でございました。それだけ皆さんと御共有したいと思っておりました。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

竹中委員、お願いいたします。

○竹中委員 聞こえますでしょうか。

○渡部座長 大丈夫です。

○竹中委員

知的財産権全部に共通する問題ではありますが、何度か域外適用のお話が出ました。日本では属地主義ということ条約上の義務ということ徹底して考えていってほしいと思いますけれども、アメリカではあまり重視していませんし、また、EUのほうでもEU著作権指令の中で域外適用の方向の考え方というようなことも示されております。そういうことを考えますと、日本だけ非常にAI開発者に有利な制度にしていたことによって、かえって日本の企業が海外で訴えられたりというようなことにならないような教育ということも重要なことというふうに思いました。

それと、特許のことですけれども、前もお話ししたように、アメリカや特にドイツと比べて日本の発明適格性が非常に厳格になっていると。もしほかの国では特許になるのに日本では特許にならないというような状況が生まれると問題になるのではないかと。人間の貢献が不十分な発明というものが特許の保護を受けられず、公開されずに秘密になってしまうのかとか、また、審査段階ではどういふふうにはAIを使って発明されたかということが開示されないのでは人間の発明適格性が分からないのですけれども、

権利行使しようとしたら、AIの発明であるというような主張をされることによって権利が不安定になるのではないかなというように懸念しています。

アメリカの場合は、いろいろところで公開のパブコメを取る機会があり、その中で現行制度として、出願の段階で特許性に関連する事実を特許庁に知らせなくてはならないという義務があるので、その義務との関係で、特許庁に対してどういうふうにして発明したかという情報提供をしなくてはならないのかという議論がありました。権利行使のときはディスカバリーもあるので発明過程の情報がアクセス可能ですけれども、そういう証拠収集の制度がない日本の特許訴訟において、どういうふう実際に発明者の適格性、人間による発明だけに特許を与えることが徹底できるのかという点については疑問が残ります。

あと1点、進歩性については、当業者の中で、技術の発展の中で、いろいろなコンピューターの発明などが反映されてきたということで、その中で生成AI利用の影響が取り込まれるのではないかとはいえます。特許庁におけるAIを使った審査というものがどんどん発展していくものと思います。その中で、例えば進歩性、どういうものが自明なのかを判断するアルゴリズムが使われるかと思いますが、そういうものを出願人に公開していただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございました。

福井委員、お願いいたします。

○福井委員 今回、特に12ページからの技術による対応ですけれども、こんなふうに網羅的にまとめていただいて非常に私も勉強になりました。

そう申し上げた上で、これを言うと恐らく嫌われてしまうだろうなとは思うのですけれども、現状は関連する技術のカタログと、それから、それらの理論上の限界点を記載されているケースが多いと思うのです。

一部違うところがあります。例えば個別追跡・除外のところ、こういう技術は困難であろうというところまで踏み込んでいるものもありますけれども、多くは理論上の限界点なのです。そうすると、これを見て、この技術があるから大丈夫ですね、あるいは駄目ですねという議論をすることは、できないと思うのです。つまり、これは大変参考にはなるけれども、これだとまだ結論に至るのが難しいように思えるのです。

そういうことで、あくまでもベストエフォートベースで結構なのですが、現状の技術がどこまで到達しているのかということについて、時間の中で可能な限り踏み込んで追加的な情報をいただければありがたいなと思った次第でした。

いずれにしても、大変参考になるおまとめ、本当にありがとうございます。

失礼いたします。

○渡部座長 ありがとうございます。

ほかの委員の方、今日御発言いただいている委員の方、上野委員、江間委員、岡田委員ですね。いかがでしょうか。

岡田淳委員、どうぞ。

○岡田（淳）委員 岡田でございます。どうもありがとうございます。

今回の資料は全般的に非常によくまとめられており、法律以外の技術や収益還元といった話題についてもきちんと整理されている印象を受けました。私から一点指摘させていただきますと、最後のAIガバナンスの議論との連動の箇所で、新AI事業者ガイドラインについても若干言及があり、私自身もAI事業者ガイドラインのドラフティング作業に関与していますが、あちらでは知財について、もちろん抽象的には言及されているものの、本検討会で検討されているような様々な実際の試みやベストプラクティスも含め、こういうことを実践すればより著作権侵害のリスク低減になるといった、具体的な試みの部分がまだ十分成果として取り入れられていないような印象も受けています。何となくAI事業者ガイドラインのほうの議論では、知財の議論は内閣府のこちらの検討会でなされているために若干遠慮されているのではないかという印象もあるのですが、せっかくなので、本検討会での議論は、AI事業者ガイドラインにもある程度取り込むことで活かせる部分というものもあると思いますので、ぜひ横断的にフィードバックしていただければと思っています。

私からは今日のところは以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。私も両方やっているの、そこはおっしゃるとおりかと思います。

いかがでしょう。あと、上野委員、江間委員、御発言いただいていないかと思います。

今、聞こえていらっしゃいますか。

○上野委員 すみません。聞こえておりますでしょうか。

○渡部座長 上野委員、聞こえます。

○上野委員 すみません。先ほど10分ぐらい落ちていたものですから、すでにご議論があったのではないかと思います。このとりまとめに関しましては、非常に多岐にわたる論点をおまとめいただき大変結構なものと思います。特にこの知財本部検討会は、文化審議会と同じようなテーマを取り扱うわけではありますが、ごく最近は、解釈論や立法論というより、技術的な解決の可能性と利益還元の仕組みに焦点が当たっているかと思うので、この検討会は、その点に関して有意義な検討をできる場とっております。実際のところ、既にこれまでも非常に様々なアイデアが示されておりますし、会合をやるたびに新しいアイデアが登場しているように思います。毎回そのようなアイデアが明らかになっているということ自体、大変有意義なことではないかと思います。また来月になったら、あるいは来年になったら、さらに新しい技術がどんどん出てくるかと思うので、このような試みを続けていく必要があるのではないかと考えております。

他方で、法改正ということに関しましては、今日のお話を伺っていただいても、それは様々な御懸念を解消する手段と言えるのかどうか疑問が残るところであります。どうも著作権法の改正によって解決できる問題ではない性質の問題が、この場でもいろいろ議論されているように感じられるところです。したがって、今後は、問題がどこにあつて、

その問題を解決する手段として何が有効なのかということ、冷静に研ぎ澄まして検討していく必要があるのではないかと改めて感じた次第でございます。

差し当たり、私からは以上でございます。ありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

江間委員、大丈夫でしょうか。

○江間委員 失礼します。江間です。先生、聞こえますでしょうか。

○渡部座長 聞こえます。

○江間委員 申し訳ございません。今、出先で、ネット環境がよろしくなくて、声だけで失礼させていただいています。

○渡部座長 結構です。

○江間委員 AIガバナンスという観点から1点だけ、知財権の話を非常に丁寧にまとめていただいているのですが、一方で、私のように知財権の専門外からすると、分からないところがあります。また、専門家以外の人たちがどのような不安を持っているのかというのは、もしかしたら知財権の議論の範囲からそれてしまうものもあるのかもしれませんが、その不安や懸念が何なのかを把握することも、もしかしたらAIガバナンスやコミュニケーションという点からは重要なことかもしれないと思いました。

○渡部座長 江間委員、聞こえますか。ちょっと音声が不明瞭なので、今、できるだけ近づいて話をさせていただくとかはできますか。

○江間委員 いろいろとパブコメから得られる皆さんの、利用者の方や開発者の方の不安や懸念について、それを今のこの枠組みのどの法律に当てはまるのかというふうに分けるというのもありなのかもしれないのですが、どちらかという、法律以外の、もうちょっとガバナンスの枠組みで議論できると論点も出てきているのかなと思うので、そういった切り分の仕方や、発信やコミュニケーションの仕方に関してはAIガバナンスも関連してくるかと思しますのでまたいろいろと議論させていただければありがたいと思った次第です。法的な観点以外に様々なアプローチの仕方もあるかと思しますので、そういうコメントでございます。

○渡部座長 多分、これは議事録に起こすのが難しいので、後でサポートを、確認していただいて、御発言の内容を確認したいと思います。

一通り御発言いただいたでしょうか。何か残っている御発言等、先ほど少しせかしてしまいましたけれども、よろしいでしょうか。何かあれば発言いただければと思いますが、よろしいですか。

おっしゃっているところで、委員の皆さんの御意見と同じなのですが、やはりいろいろ課題というか、問題はたくさんいただいたと思います。恐らく1,000件のパブコメにもいろいろな課題だとか解決してほしいことが出てきたと思いますが、それに対してどういう手段をもってしてそれが解決できるのかというものを、ここから先、少し精緻に整

理し、議論していただくということが必要なと思います。

そのときに、やはり制度の問題と技術の問題を少し分けて扱わないといけないので、これも福井先生がおっしゃったとおりかと思いますが、その辺のところの作業、この1,000件のパブコメも含めてやっていくということかと思いますが、そういうことで事務局のほうにお願いしたいと思います。

事務局のほう、この時点で何か御発言はありますでしょうか。

○白鳥参事官 いただきましたパブコメについては、ただ今、御指摘いただいた点も留意しながら、次回御報告できるように準備したいと考えております。

○渡部座長 よろしいでしょうか。

それでは、本日のところは、もしよろしければ、これで閉じさせていただきたいと思えます。

次回は、引き続き、ヒアリングが少し残っておりますので、それをやらせていただいて、これまでの議論の状況を振り返りながら、また、意見募集の、今のパブコメのところの結果も踏まえつつ、事務局のほうでできるだけ整理していただきつつ、議論していきたいというふうに思います。

あと、次回の予定等で事務局のほうから連絡があればお願いしたいと思います。

○白鳥参事官 ありがとうございます。

次回、第4回目の開催は12月11日月曜日午前10時30分から午後0時30分を予定しております。今回と同様に、オンラインにて開催いたします。

御連絡事項は以上でございます。本日もありがとうございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

本日の会議はこれで終了させていただきます。御多忙のところ、ありがとうございました。